

船舶事故調査報告書

令和2年6月3日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和元年5月5日 10時40分ごろ
発生場所	熊本県天草市御所浦島南方沖 元ノ尻灯台から真方位105° 1,300m付近 (概位 北緯32° 18.1′ 東経130° 18.9′)
事故の概要	漁船豊漁丸は、揚網作業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和元年5月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 豊漁丸、4.6トン KM3-52485（漁船登録番号）、個人所有 11.00m (Lr) × 2.92m × 1.02m、FRP ディーゼル機関、423kW（動力漁船登録票による）、平成11年4月4日
乗組員等に関する情報	漁労長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年11月11日 免許証交付日 平成26年11月17日 (令和2年11月14日まで有効) 本件船長 男性 40歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成30年7月2日 免許証交付日 平成30年7月2日 (令和5年7月1日まで有効)
死傷者等	重傷 1人（本件船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、2そう引き船びき網船団の左舷側網船で、本件船長及び甲板員が乗り組み、右舷側網船（1人乗組み）、魚群探索船（漁労長が1人乗組み）及び漁獲物運搬船（1人乗組み）と共に、令和元年5月5日05時00分ごろ御所浦島周辺の漁場に向けて天草市牧島漁港を

出港した。

本船及び右舷側網船は、それぞれ船尾端に漁網のひき綱の振止め用パイプを2本立てて船尾から2回目の投網を行った後、本船の右舷側と右舷側網船の左舷側とをロープで数か所固定して横抱き状態とし、漁労長から無線で指示があった機関回転数で船首を北方に向けて揚網を開始した。(図1参照)

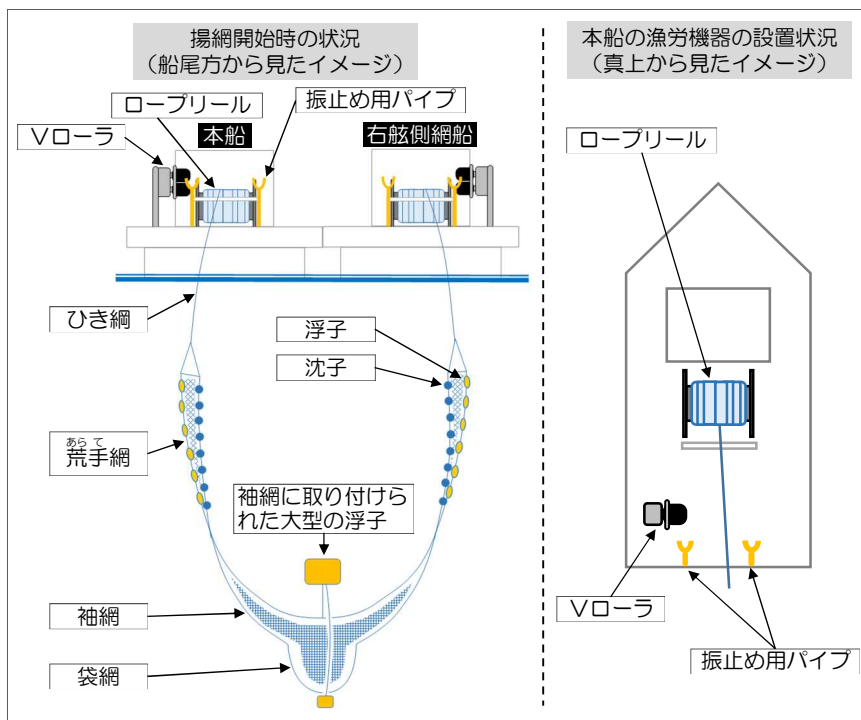


図1 揚網開始時の状況及び本船の漁労機器の設置状況 (イメージ)

漁労長は、本船及び右舷側網船が、揚網時に漁網の抵抗で停留状態となり、北風によって漁網側に圧流されてプロペラに漁網が絡むおそれがあるので、魚群探索船の船尾部から両網船の船首部にロープをY字形に連結して北方に引っ張り、揚網の支援を行っていた。

本件船長は、船体中央部付近に設置されたロープリールでひき綱及び荒手網を巻き上げて同リールを停止した後、袖網を引き揚げる目的で、袖網を左舷側振止め用パイプのY字形の先端部に乗せ、後部甲板の左舷船尾部に設置されたVローラ (以下「本件Vローラ」という。) を起動してゆっくり回転させた。

本件Vローラは、円筒形のゴムタイヤが上下に配置され、袖網を引き揚げる際、袖網を両ゴムタイヤの間に噛み込ませて挟むことで、海中から引き揚げられた袖網が本件Vローラの船尾方から進入して船首方の後部甲板上に繰り出されるようになっていた。

本件船長は、袖網を本件Vローラに挟む目的で、本件Vローラの船尾方約50cmの位置で、右舷方^かを向いて両手で持ち上げた袖網を本件Vローラに徐々に噛み込ませていたところ、左手が袖網に絡まり、左手を袖網から外そうとしたものの、10時40分ごろ袖網に絡まった

左手が袖網と共に本件Vローラに挟まれ、声を上げたが、更に左上肢に続いて左胸付近まで本件Vローラに挟まれ、その後、身体が本件Vローラから出て後部甲板上に倒れ込んだ。

(写真1、写真2 参照)

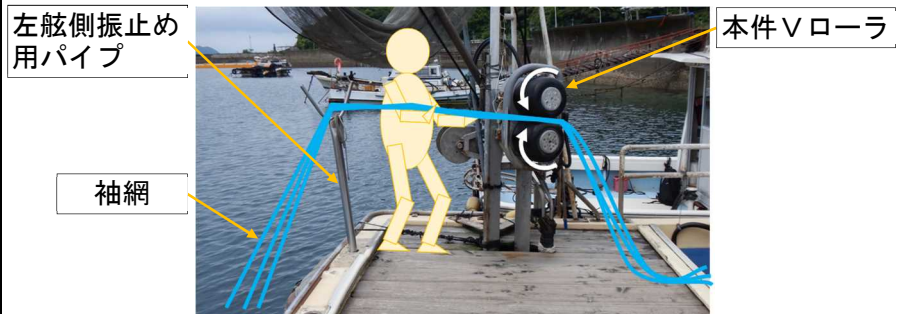


写真1 本件Vローラに袖網を噛み込ませていた状況 (イメージ)

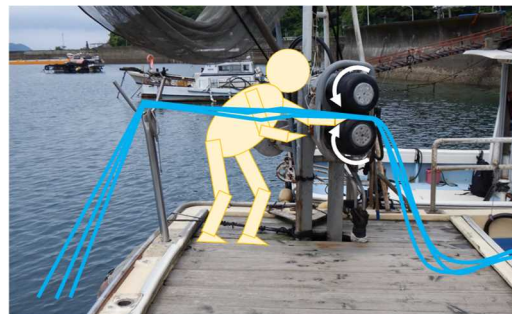


写真2 本件Vローラに左手を挟まれた状況 (イメージ)

本船の甲板員は、後部甲板の右舷船尾部で船尾方を向いて袖網に取り付けられた大型の浮子の回収作業を行っていたところ、本件船長の声を聞いて、左舷方を向き、本件船長の身体が本件Vローラから出るところを目撃した。

漁労長は、右舷側網船の船長から本件船長が本件Vローラに挟まれた旨の無線連絡を受けて魚群探索船で本船に向かい、本件船長の負傷状況を確認したところ、本件船長が身体を動かさない状態であったので、地元の消防署に通報して救急艇を要請した。

本件船長は、救急艇で熊本県上天草市小屋河内漁港付近の岸壁まで搬送された後、救急車に引き継がれて病院に搬送され、6週間の安静加療を要する左第3、4、5肋骨骨折と診断された。

本船は、本事故発生場所周辺で操業を行っていた僚船の乗組員が移乗し、同乗組員の支援を受けて揚網を終わらせた。

(付図1 事故発生場所概略図、写真5 本船及び右舷側網船(右舷船首方から撮影)、写真6 本船及び右舷側網船(右舷船尾方から撮影) 参照)

その他の事項

漁網は、荒手網から袋網までの全長が約90mで、袖網は、ロープリールで巻き上げると破れてしまうので、Vローラを使用して引き揚

げられていた。

本件Vローラは、上下に配置された円筒形のゴムタイヤの直径が約29cm、幅が約35cm、後部甲板から両ゴムタイヤの間までの高さが約110cmで、操作レバーが網の繰出し側となる船首方に設置されていた。(写真3、写真4参照)

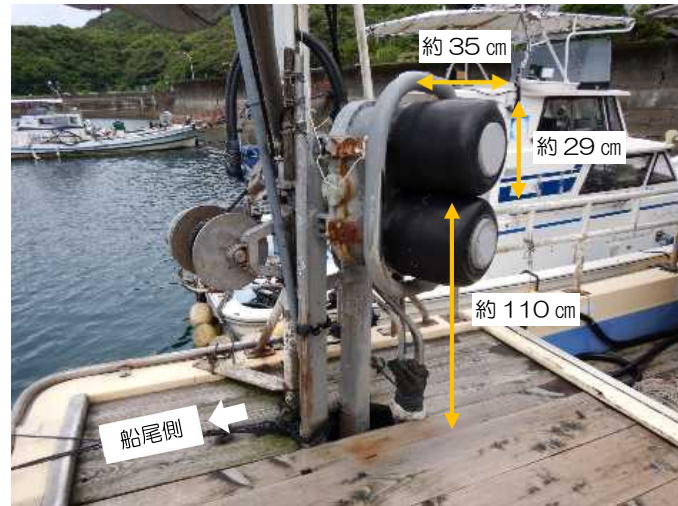


写真3 本件Vローラ（右舷船尾方から撮影）



写真4 本件Vローラ（右舷方から撮影）

右舷側網船のVローラは、本件Vローラと同型のもので、後部甲板の右舷船尾部に設置されていた。

本件Vローラの取扱説明書によれば、作業時の注意及び正しい網の掛け方について、次のとおり記載されている。

- ・揚網中に揚網機の前（網の進入側）では、決して作業をしないで下さい。巻き込まれ事故の恐れがあります。
- ・ロープを利用したり、網の一部を持ってVローラの後（本船の場合は船首方）に立ち、徐々に網を噛み込ませてください。

	<p>本船及び右舷側網船の乗組員は、Vローラの取扱説明書に記載された安全な作業方法を知らず、利き手等を考慮した作業のしやすさから、それぞれVローラの船首方や船尾方で袖網を挟む作業を行っていた。</p> <p>漁労長は、本船及び右舷側網船を中古で購入し、Vローラの取扱説明書を持っていなかったものの、Vローラに袖網を挟む作業を袖網の進入側となるVローラの船尾方で行うことが危険であるということを確認し、また、本船及び右舷側網船の乗組員がVローラの船尾方で同作業を行っていることを知っていたが、本船及び右舷側網船の乗組員に対して、Vローラに袖網を挟む作業は十分注意して行うよう指導していたので、袖網の繰出し側となるVローラの船首方で同作業を行うよう指導していなかった。</p> <p>本件船長は、本事故当時、半袖のTシャツ、カップのズボンを着用して長靴を履き、素手で作業に当たっていた。</p> <p>本船及び右舷側網船の乗組員は、固型式救命胴衣を船内に備えていたが、本事故当時、操業を行う際に邪魔になると思い、全員が救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、御所浦島南方沖において揚網作業中、本件船長が、Vローラの取扱説明書に記載された安全な作業方法を知らずに袖網の進入側となる本件Vローラの船尾方で本件Vローラに袖網を挟む作業を行ったことから、袖網に絡まった左手が袖網と共に本件Vローラに挟まれ、更に左上肢に続いて左胸付近まで本件Vローラに挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>本船及び右舷側網船の乗組員は、利き手等を考慮した作業のしやすさから、それぞれVローラの船首方や船尾方で袖網を挟む作業を行っていたものと考えられる。</p> <p>漁労長は、Vローラに袖網を挟む作業を袖網の進入側となるVローラの船尾方で行うことが危険であるということを確認し、また、本船及び右舷側網船の乗組員がVローラの船尾方で同作業を行っていることを知っており、本船及び右舷側網船の乗組員に対して、Vローラに袖網を挟む作業は十分注意して行うよう指導していたが、袖網の繰出し側となるVローラの船首方で同作業を行うことは指導していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が御所浦島南方沖において揚網作業中、本件船長が、Vローラの取扱説明書に記載された安全な作業方法を知らずに袖網の進入側となる本件Vローラの船尾方で本件Vローラに袖網を挟む</p>

	<p>作業を行ったため、袖網に絡まった左手が袖網と共に本件Vローラに挟まれ、更に左上肢に続いて左胸付近まで本件Vローラに挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>漁労長は、本事故後、次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本船及び右舷側網船の乗組員に対して、Vローラに袖網を挟む作業は袖網の繰出し側となるVローラの船首方で行うよう指導を行った。 ・ 手動膨張式のベルト型救命胴衣を購入し、船団の乗組員に対して、操業中は救命胴衣を着用するよう指導を行った。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Vローラを使用して漁網等を引き揚げる場合、作業者は、Vローラの製造会社が定めた取扱いに従って漁網等の繰出し側で作業を行うこと。 ・ 漁労長は、Vローラ等の漁労機器の取扱説明書を参照の上、乗組員に対し、漁労機器を製造会社が定めた取扱いに従って使用するよう指導を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

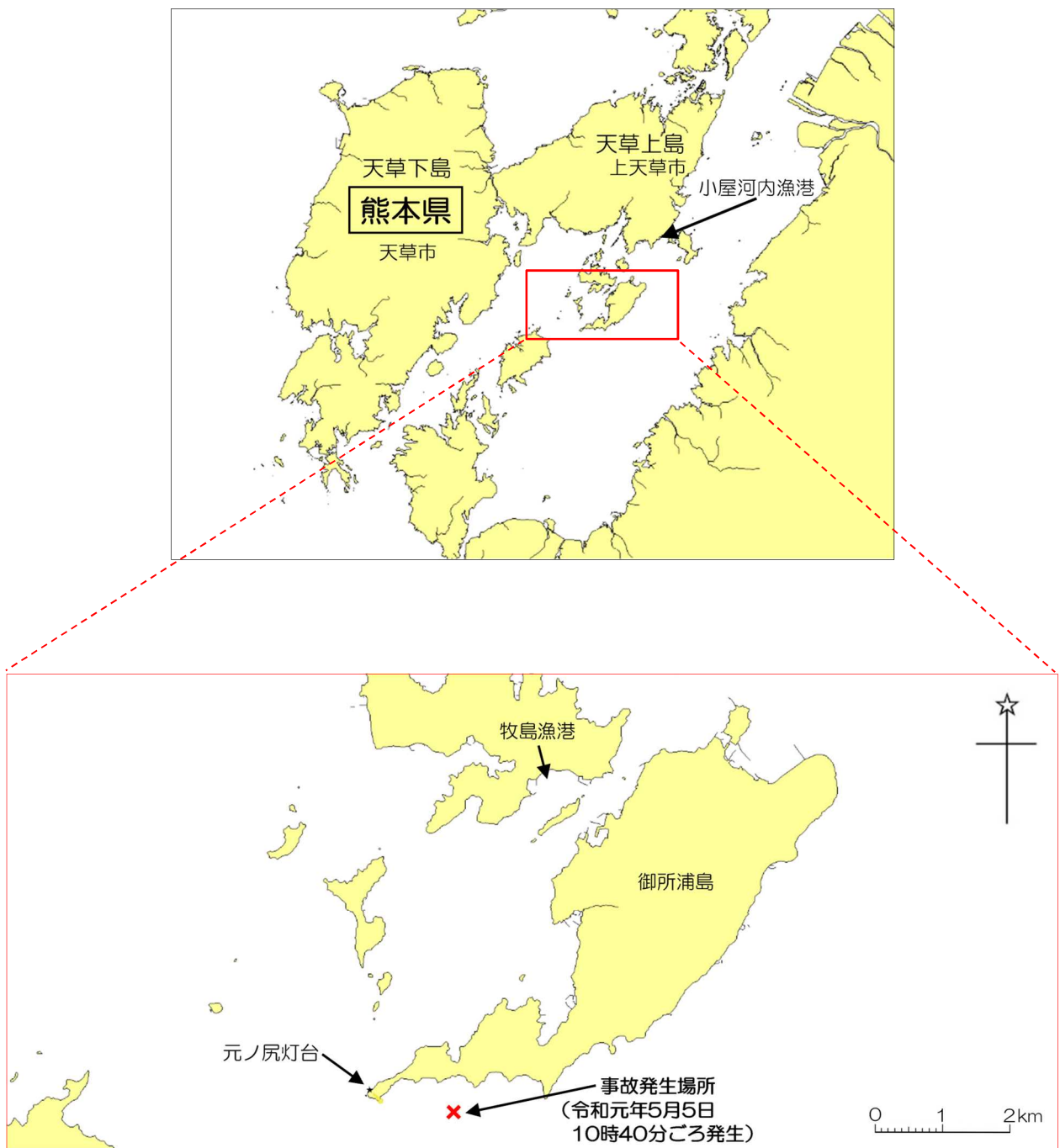


写真5 本船及び右舷側網船（右舷船首方から撮影）



写真6 本船及び右舷側網船（右舷船尾方から撮影）

